

「学びの継続」のための  
『学生支援緊急給付金』  
申請の手引き  
(学生用)

令和2年5月



## 目 次

1. 事業の概要	2ページ
2. 募集要項等	3ページ
(1) 募集時期	3ページ
(2) 対象機関	3ページ
(3) 支給金額	3ページ
(4) 支給方法	4ページ
(5) 支給対象者の要件（基準）	5ページ
3. 申込手順等	6ページ
(1) 申込みの流れ	6ページ
(2) 必要書類と提出先の確認	6ページ
4. 申請にあたってのQ&A	8ページ

### 本事業の趣旨

- ・今般の新型コロナウイルス感染症の影響で学生等が修学をあきらめることがないよう、しっかりと支えていくことが、何よりも重要と考えています。
- ・現在、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、世帯収入の激減、アルバイト収入の激減・途絶など、学生生活にも経済的な影響が顕著となってきています。
- ・経済的に困難な学生等に対しては、本年4月に開始した高等教育の修学支援新制度及び貸与型奨学金の家計急変による対応や大学等における授業料納付の延期、各大学独自の減免措置への支援等の対応をとってきたところです。
- ・一方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による更なる状況の悪化に伴い、特に家庭から自立した学生等において、大学等を中退せざるを得ないような事態も想定されることから、今回の新型コロナウイルスの影響でアルバイト収入の大幅な減少等により、大学等での修学の継続が困難になっている者に対し、現金を支給することで支援を行うものです。

# 1. 事業の概要

## 本事業はどのような事業ですか？

今般の新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、学生生活にも経済的な影響が顕著となっている状況の中で、大学等での修学の継続が困難になっている学生等が修学をあきらめることがないよう、現金を支給する事業です。

## 本事業の募集時期はいつですか？

申請は、5月19日以降、順次各大学等において受付を開始します。申請締切日を在學校に必ず確認し、募集時期を逃さないよう注意してください。（詳細は3ページ）

## 支給される金額はいくらになりますか？

住民税非課税世帯の学生等は20万円、それ以外の世帯の学生等は10万円です。（詳細は3ページ）

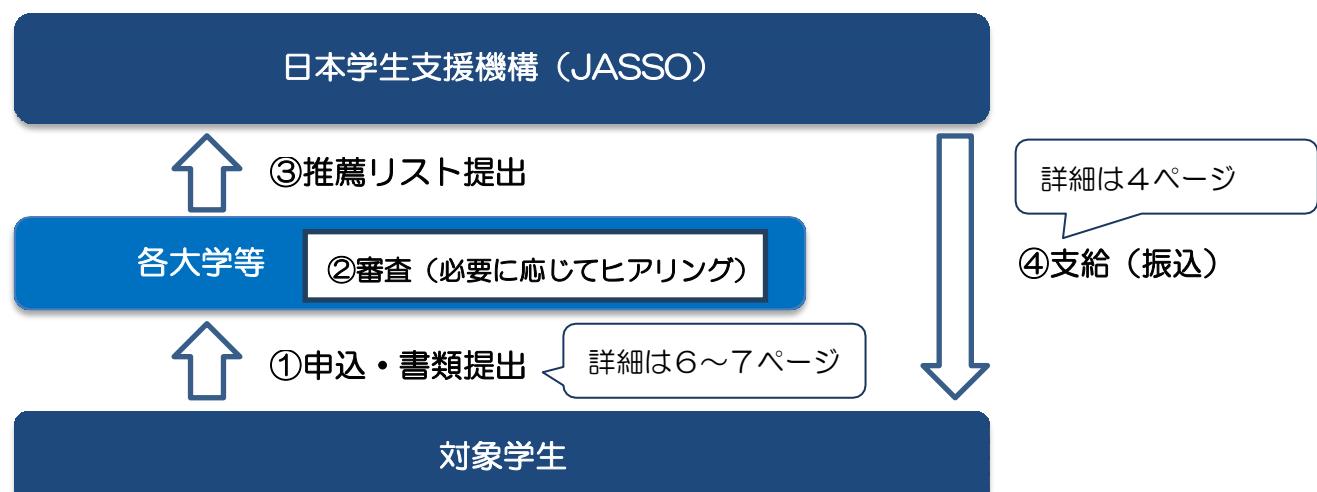
## どのような人が支給対象となりますか？

国内の大学等に在学している人が対象です。（詳細は3ページ）  
家庭から自立してアルバイト等により学費を賄っていることや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少していることなどの要件を満たすことを求めていますが、最終的には申請内容を踏まえて大学等において判断します。（詳細は5ページ）

## 申込みにはどのような書類が必要ですか？

必要な書類を作成し、支給要件を満たすことが確認可能な書類とともに、在學校の担当窓口に提出してください（詳細は6～7ページ）。学校によっては、スマートフォンによる申請も受け付けていますので、確認してください。

## ●申込みから支給完了までの流れ



## 2. 募集要項等

### 1 募集時期

申請は、5月19日以降、順次各大学等において受付を開始します。申請締切日を在學校に必ず確認し、募集時期を逃さないよう注意してください。

【大学追記】本学では、5月26日以降、ポータル配信後から受付を開始します。

申請する学生は、以下の①②の各申請締め切りまでに手続きをしてください。

①メールエントリー締切 6月 3日（水） ※「様式2 誓約書」のみメール添付で提出

②申請書類提出締切 6月10日（水）必着 ※全ての申請書類を郵送にて提出

なお、「様式2 誓約書」は①ではメール添付で提出し、②では本紙を郵送してください。

詳しくは <【資料2】「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の支給申請について>を参照してください。

### 2 対象機関

国内の大学（専攻科、別科及び大学院含む。）、短期大学（専攻科、別科を含む。）、高等専門学校（第4学年、第5学年及び専攻科に限る）、専門学校（専修学校（専門課程（上級学科を含む）））及び日本語教育機関（※）

※ 日本語教育機関は、法務省が告示で定める日本語教育機関に在籍している人に限り対象となります。

●出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan\\_nyukanho\\_ho28-2.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukanho_ho28-2.html)

※「高等教育の修学支援新制度」の対象外の機関に通う学生等であっても、この緊急給付金は対象となります。

### 3 支給金額

住民税非課税世帯の学生等	20万円
上記以外の学生等	10万円

### 4 支給方法

申請者であるあなた本人名義の口座に振り込みます。本人名義の口座が無い人は、給付金の申込みまでに利用できる口座を開設しておいてください。

【取扱い金融機関】

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信託銀行（一部対象外）、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合（※）	外資系銀行、インターネット専業銀行（楽天銀行、ジャパンネット銀行等）、その他一部の銀行（新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行）
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、休眠口座

※日本学生支援機構の貸与、給付奨学金では取り扱っていない一部の金融機関についても、今回の給付金については、取扱金融機関の対象となります。

## 【給付金の支給日】

申請後、大学等での選考を経て、推薦が終わり次第、振込みができるよう手続きを進めます。

※支給の決定については特に通知しません。口座への振込みをもって、支給決定の通知に代えます。

## 5 支給対象者の要件（基準）

本事業は、家庭から自立してアルバイト等により学費を賄っていることや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少していることなどの要件を満たすことを求めていますが、最終的には申請内容を踏まえて大学等において判断します。

### 1. 以下の①～⑥を満たす者（留学生等については、①～⑤及び⑦を満たす者）

- ① 家庭からの多額の仕送りを受けていない（※1）
- ② 原則として自宅外で生活をしている（※2）
- ③ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い
- ④ 家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない
- ⑤ コロナ感染症の影響でアルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む（※3））が大幅に減少（前月比（※4）の50%以上減少）している
- ⑥ 既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たす（※5）
  - 1) 高等教育の修学支援新制度（以下、新制度）の第Ⅰ区分の受給者
  - 2) 新制度の第Ⅱ区分または第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の併給が可能なものにあっては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者
  - 3) 新制度に申込みをしている者又は利用を予定している者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
  - 4) 新制度の対象外であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
  - 5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者
- ⑦ 留学生等（日本語教育機関の生徒を含む）については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的に困窮していることに加えて、以下の要件を満たすことが必要。（「外国人留学生学修奨励費」等と同様。）
  - 1) 学業成績が優秀な者であること。具体的には、前年度の成績評価係数が2.30以上であること
  - 2) 1か月の出席率が8割以上であること
  - 3) 仕送りが平均月額90,000円以下であること（入学料・授業料等は含まない。）
  - 4) 在日している扶養者の年収が500万円未満であること

### 2. 上記1.を考慮した上で、経済的理由により大学等での修学の継続が困難であると大学等が必要性を認める者

（※1）家庭からの多額の仕送りを受けるとは、家庭からの仕送り額年間150万円以上（授業料を含む）を目安とします。

（※2）自宅外で生活しているとは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。申請にあたっては、自宅外通学であるということの証明書類（アパート等の賃貸借契約書のコピー等）の提出が必要です。

- (※3) あなたが勤めるアルバイト先が雇用調整助成金の支援対象となっており、かつ雇用主から休業手当が支払われている場合は、当該手当をアルバイト収入とみなします。
- (※4) 2020年1月以降で、あなたのアルバイト収入が大きく減少した月が「当月」となります。
- (※5) 第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、高等教育の修学支援新制度における、収入基準に基づく支援区分のことを指します。具体的な収入基準は以下のとおりです。

第Ⅰ区分…あなたと生計維持者の市町村税所得割が非課税であること

第Ⅱ区分…あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること

第Ⅲ区分…あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

### 3. 申込手順等

#### 1 申込みの流れ

申込み手続の流れは次のとおりです。申込みは、学校から指定された期限までに行わなければなりません。学校によってはスマートフォンによる申請も受け付けていますので、その場合は下記(1)～(2)はスマートフォン上で行うことになります。

【大学追記】本学ではスマートフォンによる申請受付は実施しません。

##### (1) 申込み関係書類の作成

6～7ページ記載の必要書類のうち、「(様式1) 1. 学生支援緊急給付金申請書」と「(様式2) 2. 誓約書」について、文部科学省ホームページに掲載されている様式をダウンロードのうえ、必要事項を記入してください。

【大学追記】本学独自の書式を作成しましたので、ポータル配信で案内した(様式1)～(様式2)を使用してください。※なお、文部科学省のHPに掲載のある「(様式3) 委任状」については、本学では使用しませんので、ポータル配信でも案内しておりません。

##### (2) 必要書類を学校へ提出

定められた期限までに、6～7ページ記載の必要書類を在学等に提出します。提出前に必要書類が不備なく整っているか確認してください。(大学等によっては、LINEによる申請も受け付けています。所属大学等に確認してください。)

【大学追記】本学ではLINEによる申請受付は実施しません。本学の場合、申請は2段階です。

①メールエントリーが 6月 3日(水)まで

②申請書類郵送提出が 6月10日(水)まで です。必ず①②を実施すること。

##### (3) 大学等での審査

申請者の所属大学等が提出書類を確認したのち、支給要件に該当するかどうかを審査します。

##### (4) 審査結果を大学等から機構へ提供

各大学等での審査の結果、要件に合致すると判断した学生等の推薦リストを作成し、機構へ口座情報とともに提供します。

##### (5) 機構から学生等へ振り込み

機構から、申請時に提供のあった学生等の口座に給付金を振り込みます。

#### 2 必要書類と提出先の確認

提出先に注意したうえで、以下の必要書類を提出してください。(書面又は電子媒体を所属大学等に提出。スマートフォンによる申請を受け付けている大学等においては、画像ファイルも可。それ以外の方法で提出を希望する場合は所属大学等に相談してください。) 【大学追記】本学が指定した方法で提出してください。

必 要 書 類	概 要	提出先
1. 「学生支援緊急給付金申請書」【様式1】	本制度による給付金の支給を申請するための書類。 ※すでに機関の奨学生である場合は、振込先口座の記入は必要ありません。奨学生でない場合は、4ページに記載されている取扱い金融機関を確認したうえで振込先口座を記入してください。	在学している学校
2. 「誓約書」【様式2】	申請者(学生等)本人が受ける給付金の支給要件等を確認するための書類。 ※申告内容に虚偽の記載があったときは、支給した給付金を返還していただくことがあります。	

要 件	必 要 書 類	提出先
3 ・ 支 給 要 件 を 満 た す こ と を 証 明 す る 書 類	①家庭から多額の仕送りがない	誓約書（様式2）に金額（年額）を記載 ※1年生は仕送り予定額、2年生以上は 2019年度の仕送り額を記載 預貯金通帳等の写し（任意）
	②原則として自宅外で生活している	アパート等の賃貸契約書の写し、直近の家賃 の支払い根拠書類、住民票の写し等
	③生活費・学費に占めるアルバイト収入の割 合が高い	誓約書（様式2）に金額（年額）を記載 ※1年生はアルバイト収入予定額、2年生以 上は2019年度のアルバイト収入額を記載。
	④家庭（両親のいずれか）の収入減少等によ り、家庭からの追加的支援が期待できない	コロナ感染症対策に係る他の公的支援措置を 受けている場合の受給証明書等（提出可能な 場合）又は申請書の「3. 申し送り事項」に事 情を記入
	⑤コロナ感染症の影響でアルバイト収入が大 幅に減少（前月比50%以上）している	アルバイト先からの給与明細または振込口座 の預貯金通帳の写し（任意）等（本年1月以降 の2か月分で減少がわかるもの） 【大学追記】減少前の収入について証明した い場合、2019年4月～12月の給与明細等で も構いません。
	⑥既存の支援制度について以下のいずれかを 満たす 1) 新制度の第Ⅰ区分の受給者 2) 新制度の第Ⅱ区分又は第Ⅲ区分の受給者 であって、第一種奨学金の併給が可能なも のにあっては、限度額まで利用している者 又は利用を予定している者 3) 新制度に申込みをしている者又は今後利 用をする者であって、第一種奨学金の限度 額まで利用している者又は利用を予定して いる者 4) 新制度の対象外であって、第一種奨学金の 限度額まで利用している者又は利用を予定 している者 5) 要件を満たさないため新制度又は第一種 奨学金を利用できないが、民間等を含め申 請が可能な支援制度の利用を予定している 者	【大学追記】 2)について 大学生・短大生の場合、新制度の第Ⅱ区分の 受給者であれば、第一種奨学金の貸与状況に かかわらず対象となります。  以下に係る認定書の写し（提出可能な場合） ・住民税非課税証明書 ・給付奨学金（奨学生証） ・第一種奨学金（奨学生証） ・民間等による支援制度 ※申請時点において、給付奨学金・貸与奨学 金のいずれも活用していない場合は、本給付 金の申込時に、原則1か月以内に申請する旨 を確認します。
	⑦留学生等（日本語教育機関の生徒を含む） については、新型コロナウイルス感染症の 拡大に伴い、経済的に困窮していることによ り、以下の要件を満たすことが必要。 1) 学業成績が優秀な者であること。具体的 には、前年度の成績評価係数が、2.30以上 であること 2) 1か月の出席率が8割以上であること 3) 仕送りが平均月額90,000円以下である こと（入学料・授業料等は含まない。） 4) 在日している扶養者の年収が500万円 未満であること	仕送り額や扶養者の年収が確認できる振込口 座の預貯金通帳の写し等

(注)「3. 支給要件を満たすことを証明する書類」については、原則申請時に提出していただく必要がありますが、やむを得ない事由により提出が困難な場合については、当該書類の添付を省略して申請することができます。ただし、必要に応じて申請時に所属大学等からのヒアリングを受けて頂くとともに、申告内容に虚偽が判明した場合は、支給した給付金を返還して頂くことがあります。

## 4. 申請にあたってのQ&A

【大学追記】Q&Aは<【資料3】申請者向け Q&A>で示しますので、ここでは省略します。